

本牧市民プール再整備事業 事業契約の内容について

横浜市は、「本牧市民プール再整備事業」の事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和 3 年 9 月 29 日

横浜市長 山中 竹春

記

1 公共施設等の名称及び立地

横浜市本牧市民プール
横浜市中区本牧元町 46 番地 1

2 選定事業者の商号又は名称

横浜市南区花之木町二丁目 26 番地
本牧ベイパーク株式会社
代表取締役 野部 幸男

3 契約期間

令和 3 年 9 月 29 日から令和 15 年 3 月 31 日

4 契約金額

金 2, 593, 422, 768 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 228, 162, 300 円)

5 公共施設等の整備等の内容

本牧市民プールの設計、建設及び工事監理、並びに維持管理、修繕及び運営

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第10章 PFI事業契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

第119条（本市の解除権）

- 1 本市は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、PFI事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) PFI事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、PFI事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
 - (2) PFI事業者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
 - (3) PFI事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
 - (4) PFI事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) PFI事業者が、PFI事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (6) PFI事業者の責めに帰すべき事由により、PFI事業契約上のPFI事業者の義務の履行が不能となったとき。
 - (7) PFI事業契約に関し、提案企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。）第3条の規定に違反し、又は提案企業が含まれる事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が提案企業に対し、納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (8) 納付命令又は排除措置命令において、PFI事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (9) 納付命令又は排除措置命令により、提案企業又は提案企業が含まれる事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、PFI事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が提案企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (10) P F I 事業契約に関し、提案企業の役員又は使用人等について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
 - (11) 基本協定第 12 条第 4 項及び同条第 5 項の規定に従って提案企業が本市に対して差し入れさせた、出資者誓約書に規定されたいずれかの出資者の表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの出資者が当該出資者の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
 - (12) P F I 事業者が、正当な理由がなく、P F I 事業契約に定める P F I 事業者の義務を履行せず、本市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (13) P F I 事業者が、第 121 条によらないで P F I 事業契約の解除を申し出たとき。
 - (14) P F I 事業者が、公有地貸付契約に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。
 - (15) P F I 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
 - (16) 前各号に掲げる場合のほか、P F I 事業者の責めに帰すべき事由により P F I 事業者が P F I 事業契約に違反し、又は P F I 事業契約上の P F I 事業者の重大な義務を不履行したとき。
- 2 本市は、前項の場合において、P F I 事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができるものとする。この場合において P F I 事業者は、本市が被った損害を賠償しなければならない。
- (1) 本市は、出資者をして、P F I 事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において本市が承諾する第三者（P F I 事業者に融資する者が選定し本市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - (2) 本市は、P F I 事業者をして、本事業に係る P F I 事業者の P F I 事業契約上の地位を、当該時点において本市が選定した第三者（P F I 事業者に融資する者が選定し本市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第 120 条（本市の任意による解除）

本市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他本市が必要と認める場合には、180 日以上前に P F I 事業者はその理由を書面にて通知することにより、P F I 事業契約を解除することができる。

第 121 条（P F I 事業者の解除権）

P F I 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、P F I 事業契約を解除することができる。

- (1) 第 39 条により建設業務の中止期間が本施設の工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 180 日を超える場合には、180 日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (2) 本市が P F I 事業契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- (3) 本市が P F I 事業契約に違反し、その違反によって P F I 事業契約の履行が不能となったとき。

第 122 条（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

- 1 本市は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号のいずれかに該当する事態に至った場合には、P F I 事業者との協議の上、P F I 事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) P F I 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - (2) P F I 事業者が本事業を継続するために、本市が過分の費用を負担するとき。
- 2 本市は、前項の場合において、P F I 事業者と協議の上、P F I 事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができるものとする。
 - (1) 本市は、S P C の出資者をして、S P C である P F I 事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において本市が承諾する第三者（S P C である P F I 事業者に融資する者が選定し本市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - (2) 本市は、P F I 事業者をして、本事業に係る P F I 事業者の P F I 事業契約上の地位を、当該時点において本市が選定した第三者（S P C である P F I 事業者に融資する者が選定し本市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第 2 節 本施設等の引渡し前における契約解除の効力

第 123 条（P F I 事業者の帰責事由による契約解除の効力）

- 1 本市は、P F I 事業契約の締結日から本施設等の全てを引渡すまでの間に、第 119 条第 1 項各号のいずれかにより P F I 事業契約を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。
 - (1) 本市は、P F I 事業者に対して P F I 事業契約を解除する旨を通知し、P F I 事業契約を解除する。
 - (2) 本市は、建設中の本施設等の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設等の出来形部分の所有権を取得する。
 - (3) 本市は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税等を含む）を支払う。

- (4) 前号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がP F I事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 P F I事業者は、前項の場合において、施設整備費の100分の10に相当する額を違約金として、本市から契約解除の通知を受けてから直ちに本市へ支払わなければならない。
- 3 本市は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、P F I事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 4 本市は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額をP F I事業者に請求することができる。

第124条（本市の任意による又は本市の帰責事由による契約解除の効力）

- 1 P F I事業者が、P F I事業契約の締結日から本施設等を引渡すまでの間に、第121条によりP F I事業契約を解除する場合には、本市に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。
- 2 本市は、P F I事業契約の締結日から本施設等を引渡すまでの間に第120条によりP F I事業契約を解除する場合には、P F I事業者に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。
- 3 前2項によりP F I事業契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 本市は、建設中の本施設等の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設等の出来形部分の所有権を取得する。
- (2) 本市は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税等を含む）を支払う。
- (3) 前号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がP F I事業者と協議の上定めるものとする。
- 4 本市は、前項に定めるP F I事業契約の解除に関してP F I事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、P F I事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

第125条（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

- 1 本市は、P F I事業契約の締結日から本施設等を引渡すまでの間に、第122条第1項によりP F I事業契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 本市は、P F I事業者に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。

- (2) 本市は、建設中の本施設等の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設等の出来形部分の所有権を取得する。
 - (3) 本市は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税等を含む）を支払う。
 - (4) 前3号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がP F I事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づくP F I事業契約の解除に関してP F I事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については本市がP F I事業者と協議の上定めるものとする。

第3節 本施設等の引渡し後における契約解除の効力

第126条（P F I事業者の帰責事由による契約解除の効力）

- 1 本市は、本施設等の引渡し以降において、第119条第1項各号のいずれかによりP F I事業契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 本市は、P F I事業者に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。
 - (2) 本市は、契約解除通知日において履行済みの施設管理業務及び施設運營業務の成果がある場合は、当該成果の内容を検査し、当該成果に関する指定管理料の未払額及び関連するその他費用に相当する金額を支払う。
 - (3) 前号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がP F I事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 P F I事業者は、前項の場合において、P F I事業契約解除通知日が属する事業年度において収受予定であった指定管理料及びその他費用の総額（消費税等を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として、本市から契約解除の通知を受けてから直ちに本市へ支払わなければならない。
- 3 本市は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額をP F I事業者に請求することができる。

第127条（本市の任意による又は本市の帰責事由による契約解除の効力）

- 1 P F I事業者は、本施設等の引渡し以降において、第121条によりP F I事業契約を解除する場合には、本市に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。
- 2 本市は、本施設等の引渡し以降において第120条によりP F I事業契約を解除する場合には、P F I事業者に対してP F I事業契約を解除する旨を通知し、P F I事業契約を解除する。

3 前2項によりPFI事業契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 本市は、契約解除通知日において履行済みの施設管理業務及び施設運営業務の成果がある場合は、当該成果の内容を検査し、当該成果に関する指定管理料の未払額及び関連するその他費用に相当する金額を支払う。
- (2) 前号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がPFI事業者と協議の上定めるものとする。

4 本市は、前項に定めるPFI事業契約の解除に関してPFI事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、PFI事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

第128条（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

1 本市は、本施設等の引渡し以降において、第122条第1項によりPFI事業契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 本市は、PFI事業者に対してPFI事業契約を解除する旨を通知し、PFI事業契約を解除する。
- (2) 本市は、契約解除通知日において履行済みの施設管理業務及び施設運営業務の成果がある場合は、当該成果の内容を検査し、当該成果に関する指定管理料の未払額及び関連するその他費用に相当する金額を支払う。
- (3) 前号に定める本市の支払金銭の支払方法については、本市がPFI事業者と協議の上定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づくPFI事業契約の解除に関してPFI事業者に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については本市がPFI事業者と協議のうえ定めるものとする。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第4節 PFI事業契約等の終了

第129条（期間満了による終了）

- 1 PFI事業契約は、PFI事業契約において別途規定されている場合を除き、令和15（2033）年3月31日をもって終了する。
- 2 本市は、前項に定める終了日の1年前に、本施設が要求水準書及び計画提案で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始するものとする。

第130条（契約終了時の事務）

- 1 本市は、理由の如何を問わずPFI事業契約が終了したときは、PFI事業契約の終了した日から10日以内に、事業用地又は本施設等の現況を確認することができるものとする。この場合において、事業用地又は本施設等にPFI事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、本市はPFI事業者に対してその修補を請求することができるものとする。
- 2 PFI事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を本市に通知しなければならない。この場合において、本市は、当該通知を受領した日から10日以内に修補の完了の検査を行う。
- 3 PFI事業者は、理由の如何を問わずPFI事業契約が終了したときは、事業用地又は本施設等に、PFI事業者又は提案企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、本市の確認を受けなければならない。
- 4 本市は、前項の場合において、PFI事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、本市がPFI事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができるものとする。この場合において、PFI事業者は、本市の処分又は原状回復について異議を申し出ることにはできないものとし、本市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 PFI事業者は、理由の如何を問わずPFI事業契約が終了した場合には、本市又は本市の指示する者に、PFI事業契約の終了に係る施設管理業務及び施設運営業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。
- 6 PFI事業契約終了時の手続に関する諸費用及びPFI事業者の清算に必要な費用等は、第120条又は第121条によるPFI事業契約等終了の場合を除き、すべてPFI事業者が負担する。
- 7 PFI事業者は、本条に規定する事務が終了するまでは、存続するものとする。

第 131 条（保全義務）

P F I 事業者は、契約解除通知日から第 123 条第 1 項第 2 号、第 124 条第 3 項第 1 号及び第 125 条第 1 項第 2 号による引渡し又は前条第 5 項による施設管理業務及び施設運営業務の引継ぎ完了のときまで、本施設等の出来形部分又は引き渡し後の本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

第 132 条（関係資料等の返還）

- 1 P F I 事業者は、理由の如何を問わず P F I 事業契約を終了したときに、関係資料又は施設管理用図面の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は施設管理用図面を本市に返還しなければならない。
- 2 P F I 事業者は、前項の場合において、関係資料又は施設管理用図面が P F I 事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第 133 条（関係書類の引渡し等）

- 1 P F I 事業者は、理由の如何を問わず P F I 事業契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し P F I 事業者が作成した一切の書類のうち、本市が合理的に要求するものを、本市に対して引き渡すものとする。
- 2 本市は、前項により P F I 事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、P F I 事業契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有するものとする。